

国際連合憲章を あなたの座右に



国際連合広報局

事務総長からのメッセージ



去半世紀にわたり、国際連合憲章は国際関係の法的小よび道徳的基盤となってきました。これまでに大きな変化がありました、国連憲章にうたわれた国際協力の原則はその有効性を少しも失ってはいません。今日、国連憲章は平和と発展のための国際協力にとって欠かすことのできないもの

のであります。

。国連憲章は普遍的原則と熱望を表現する一方で、その実施においては柔軟性と現実主義を擁しています。戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権への信念をあらためて確認し、民主主義を達成する条件を確立し、社会的進歩と一層大きい自由の中で生活水準の向上を促進するという、国連憲章の起草者が描いたビジョンは、常に変化する状況に応じて適用されなければなりません。

今や、国際的な (international) 時代は終わり、地球的な (global) 時代が到来しつつあります。国際協力の諸原則は相互に関連しており、共に追求されなければならないことを私たちは理解しています。私たちが紛争の根本的な原因に効果的に取り組もうとするならば、開発の全体的ビジョンをもつことが不可欠であります。今日の世界に影響を及ぼしている一連の紛争を終結させなければなりません。紛争が終結して初めて、私たちの重要な仕事である開発が必要な関心を集めることができるのです。

国連憲章は人類の偉大な業績であります。また歴史的に意味のある文書であり、人類にとってきわめて貴重な財産であります。

国連創設 50 周年は、反省および再生のための好機を提供しました。「連合国の人民」が不確実な将来を思い描いているとき、国連憲章は進むべき道を示してくれます。私たちは国連憲章の理想に再び灯をともしなければなりません。新たな挑戦に立ち向かう能力を強化しなければなりません。国連憲章の原則の持つ永続的な有効性は、新しい世代が創造性および人類の連帯へのコミットメントを通じて、その約束を新たにしよう呼びかけています。

ブトロス・ブトロス＝ガーリ
国際連合事務総長

国際連合憲章を あなたの座右に



国際連合広報局
ニューヨーク

- 序 文 われら連合国の人民は
- 第 1 章 目的及び原則
- 第 2 章 加盟国の地位
- 第 3 章 機関
- 第 4 章 総会
- 第 5 章 安全保障理事会
- 第 6 章 紛争の平和的解決
- 第 7 章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する
行動
- 第 8 章 地域的取極
- 第 9 章 経済的及び社会的国際協力
- 第 10 章 経済社会理事会
- 第 11 章 非自治地域に関する宣言
- 第 12 章 国際信託統治制度
- 第 13 章 信託統治理事会
- 第 14 章 国際司法裁判所
- 第 15 章 事務局
- 第 16 章 雑則
- 第 17 章 安全保障の過渡的規定
- 第 18 章 改正
- 第 19 章 批准及び著名

質問：国連憲章とは何ですか。

1

国連憲章は、国連が基礎をおく目的および原則を規定している憲法であり、また国家が国連に加盟するときに署名し、尊重することに合意する条約です。憲章は19章、111条で構成されています。原本は、米国立公文書館に寄託されています。

国際司法裁判所規定は憲章とは別個のものではありますが、憲章のなかで不可欠な部分となっています。国連加盟国は自動的に国際司法裁判所規定の当事国となります。



質問：国連憲章はいつ、できたのですか。

2

国連憲章は1945年につくられ、署名のために開放されました。1945年4月、50カ国の代表がサンフランシスコに集まり、国連を誕生させるための条約に関する最終的な議論を行いました。長期間にわたる複雑な議論を経て、国連憲章は1945年6月26日、署名のために開放されました。そして1945年10月24日、国連憲章はついに拘束力をもつ条約として発効しました。それ以来、毎年10月24日は、「国連デー」として祝われています。

質問：国連憲章でうたわれている 国連の主な目的とは 何ですか。

3

国連の主な目的とは、次の通りです。

- ・ 国際の平和と安全を維持すること
- ・ 諸国間の友好関係を発展させること
- ・ 人々の生活水準を向上し、人権および自由の尊重を奨励するために国際協力を行うこと
- ・ これらの目標を達成するにあたり、諸国間の活動の調和をはかる中心的存在となること

質問：国連憲章は国家主権について、どのように述べていますか。

4

国連憲章第2条によれば、国連はすべての加盟国の主権平等の原則に基礎を置いています。国連は世界政府ではありません。国連はさまざまな問題の解決を模索し、人類にとってのあらゆる懸念に対処するための機構を提供します。国連憲章のいかなる規定も、一国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国連に与えるものではありません。また、その事項をこの憲章に基づく解決に付託することを加盟国に要求するものでもありません。

国連憲章の文言は、国内管轄権の問題については慎重に解釈されています。しかし安全保障理事会が国際の平和と安全を脅かすと判断した場合、同理事会はその問題について審議することができます。同様に、各国の国内で起こる人権侵害についてもまた、国連の適切な機関で審議することができます。

質問：国連憲章がつくった国連の 主要機関とは何ですか。

5

国連には六つの主要機関があります。総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所、事務局です。オランダのハーグに本部を置く国際司法裁判所を除いて、すべてニューヨーク国連本部にあります。

国際司法
裁判所

総 会

経済社会
理事会

安全保障
理事会

事務局

信託統治
理事会

質問：すべての加盟国で構成されるのはどの機関ですか。その機能はどのようなものですか。

6

国連憲章第4章は、総会について扱っています。総会は国連のさまざまな機関の活動を調整する中心的な機関であると考えられています。憲章第9条は、総会が国連に加盟するすべての国で構成される、と規定しています。総会は、憲章の規定する責任に沿って、安全保障理事会によって扱われているものを除いて、国際の平和に関するいかなる紛争もしくは状況についても討議し、勧告することができます。総会は国連のその他の機関および事務総長から報告書を受け取ります。安全保障理事会の勧告に応じて、総会は新しい加盟国を承認し、事務総長を任命します。毎年、安全保障理事会の5非常任理事国を改選します。総会は、各国の国連分担金、並びに国連の予算の使い道を決定します。つまり総会は財布の紐を握っているわけです。

総会は、人権、人口、開発、軍備管理、環境、薬物乱用、難民、海洋法、宇宙など、国連の範囲内にあるすべての問題を取り扱います。国際協力を促進し、政府間の関係に影響を及ぼすあらゆる分野において基準を設定します。

総会のほとんどの決定は拘束力を持ちませんが、各国に対して勧告を行います。しかし総会の決定には国際社会の道義的な圧力が伴います。総会においては、数多くの多国間条約が作成されます。条約は決められた数の国の承認を得ると発効し、国際法となります。

質問：平和と安全の維持に責任を負っているのはどの機関ですか。その機関は何カ国で構成しますか。



7

憲章第5章によれば、安全保障理事会が国際の平和と安全の維持に責任を持つ主要な機関です。国連のすべての加盟国が安全保障理事会の決定を受け入れ、実施することに合意しています。

安全保障理事会は、諸国間あるいは国内の紛争が国際の平和と安全に影響を及ぼす場合、交渉の促進あるいは事実調査団の派遣、あるいは適切な条件が整っている場合には平和維持活動の展開を通じて解決に努めます。そして総会に対して、国連の新加盟国、事務総長の任命について勧告します。また総会と共に、国際司法裁判所の判事を選出します。

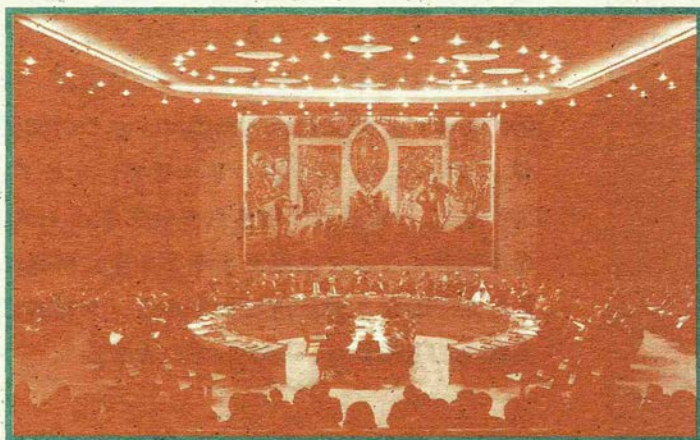
安全保障理事会は15カ国で構成します。5カ国は常任理事国です。その5カ国は、中国、フランス、ロシア連邦、イギリス、アメリカです。これらの国は、第2次世界大戦中の主な同盟国です。異なる地域を代表する10カ国が、総会によって、2年の任期で非常任理事国として選出されます（参照：質問21）

質問：拒否権とは何ですか。国連憲章のどこにその記述がありますか。

8

拒否権とは安全保障理事会に関係するものです。安全保障理事会が取り扱う実質事項について、同理事会の5常任理事国のいずれかの一カ国が反対票を投じた場合、その決定は阻止されるということです。「拒否権」という言葉を国連憲章のなかに見つけることはできません。

しかし安全保障理事会の5常任理事国の同意投票を求めることを規定している憲章第27条が、それを間接的に説明しています。安全保障理事会の慣行において、「同意投票」とは常任理事国の賛成投票、あるいは棄権、あるいは投票への不参加を意味すると解釈されてきました。つまり安全保障理事会において、5常任理事国だけが拒否権を行使することができるのです。



質問：国連憲章のどの章で平和の維持と回復の手段について扱っていますか。

9

憲章第6章は、仲介、仲裁裁判、調停、司法的解決など、紛争の平和的解決について述べています。また安全保障理事会は、国家に対して、国家間で交渉するよう要請するか、あるいは解決条件を勧告することができます。その他、よく用いられる方法ですが、安全保障理事会が事実調査団あるいは調査委員会を任命したり、事務総長の仲介を要請します。

憲章第7章は強制およびその他の措置に言及しています。侵略が継続した場合、平和に対する脅威あるいは平和の破壊がある場合、関係当事者が安全保障理事会の決定を順守しない場合、講じられる措置のことです。安全保障理事会は、武器禁輸や包括的経済制裁を科し、各国に対して外交関係を断絶するよう求めたり、さらには軍事行動をとったり、あるいは承認するなど、より強制的な行動をとることもできます。1995年8月現在、武器禁輸および外交、包括的あるいは部分的経済制裁は、七つの加盟国あるいは国内の当事者 - アンゴラ、イラク、リベリア、リビア、ソマリア、旧ユーゴスラビア - に対して科されています。1995年8月、安全保障理事会はルワンダ政府を1994年に科された武器禁輸から免除しました。しかし非政府勢力がルワンダ国内において使用するための武器売却の禁止は、継続しています。

最近、安全保障理事会は、憲章に具体的に記述がされていないものの、強制措置の定義に当てはまる措置を求めたことがありました。たとえば、安全保障理事会は1991年4月、イラク・クウェート国境沿いの非軍事地帯を監視するために、国連イラク・クウェート監視団を設置しました。その後、1993年5月、安全保障理事会

は、イラクとクウェートの国境を画定する委員会の決定を最終的なものとして再確認し、国境の不可侵性を保証することを決定しました。さらに安全保障理事会は1993年5月、旧ユーゴスラビアにおける人道法違反の責任者を裁くための国際法廷を設置しました。また1994年11月には、これに類似した法廷をルワンダに関しても設置しました。これらの決定はすべて、憲章第7章の下に行われたものです。

加盟国は攻撃された場合、安全保障理事会が平和の維持あるいは回復をめざした行動をとるまでの間、個別的または集団的自衛を組織する措置を講じることができると、憲章第51条によって規定されていることも注目に値します。



質問：国連憲章が規定する 平和の強制が実施されたことは ありますか。

10

国連憲章は、ある国が他の国を侵略する行動を国際社会全体に対する敵対行動であるとみなす集団的安全保障の概念に基づいてつくられました。つまり、どの地域で起こる紛争も、世界の平和にとって危険なものであるということです。国際社会による軍事力の組織は、いかなる国による平和の破壊をも抑止すると期待されました。

国際の平和と安全の維持のために、各国は兵力、援助および便益を安全保障理事会に利用させることになっています。これらの「待機」部隊は、安全保障理事会の5常任理事国の参謀総長またはその代表者で構成する軍事参謀委員会の権限下に置かれます。その機能は、国際の平和と安全の維持の軍事的要求、安全保障理事会の自由に任された兵力の使用および指揮、軍備規制並びに可能な軍備縮小に関するすべての問題に関して、安全保障理事会に助言および援助を与えることです。しかし国連の創設直後に冷戦が始まったために、この提案は履行されることはありませんでした。これまでに憲章第43条から47条が実施されたことは一度もありません。

質問：国連憲章は平和維持についてはどの章で扱っていますか。

11

国連憲章は平和維持について特に言及していません。平和維持は、国連が紛争を管理し、抑える上でつくりあげた技術です。平和維持とは、政治的解決をはかっている間の安定の維持をめざすもので、国連の指揮の下に多国籍の軍隊を敵対する当事者間に置くものです。国連の歴史において、平和維持は概ね、明確かつ単純な概念でした。加盟国は事務総長の下で活動するための兵力を提供してきました。紛争のすべての当事者は、停戦交渉の継続や合意の実施を支援するために展開する兵力を歓迎してきました。

今日の平和維持は、紛争の量的および質的变化によって、さらに複雑なものになっています。現在、国内の対立が国家間の対立よりも頻繁に起こるようになりました。最近の活動において、平和維持兵たちは、和平合意がない場所へ、国連の存在への同意がない場所へ、また政府が存在しないか、限られた権限しかもたない場所へ派遣されました。この新しい時代において、平和維持は紛争当事者を引き離すだけではありません。その活動は、合意順守の検証、選挙の監視、人権尊重の促進、当事者の武装解除、現地警察の監視および訓練、弱い立場に置かれた人々の擁護、人道的援助の提供などを含む多面的なものになりました。





事務総長は、平和への課題（An Agenda for Peace）と題する1992年の報告書において、国連の平和維持能力の拡大および強化、特にその役割の変化の財政的および実質的影響に適応するために、一連の提案を行いました。たとえば、新しい活動の始動経費を捻出するために平和維持回転基金の設置を呼びかけました。総会は1992年12月、1億5,000万ドルを集めることをめざして、同基金を設置しました。しかし現在、まだその目標額には達していません。各国政府はまた、兵力派遣あるいは後方支援を通じた物資援助の提供も奨励されています。軍事要員および文民双方の平和維持兵の訓練に対して、さらなる関心が寄せられる必要があります。後方活動、軍事指揮、管理能力をさらに拡大する必要があります。

平和への課題 において、事務総長は、安全保障理事会の承認によって活動し、危機的事態に迅速に対応できるような小規模の多国籍兵力について提案を行いました。事務総長による緊急対応部隊の設置提案はまだ、安全保障理事会の承認を得ていません。

平和への課題 においては、さらに平和維持のための待機制度をつくることが提案されました。現在、この提案への対応が進んでいます。1995年8月現在、約47カ国が待機制度へ自国部隊の提供を申し出ており、兵力合計数は6万5,000人以上にのぼっています。待機制度によって、国連は新たな、あるいは進行中の平和維持活動に迅速に必要な兵力を提供する能力を持つことができます。加盟国は、その状況に応じて参加を決定することが許されます。

1995年1月発行の 平和への課題：続編 において、事務総長は、現在の紛争のほとんどは一国内で起こっている、と指摘しました。そして軍隊と不正規軍が戦っているそれらの紛争において、民間人が最大の被害者となり、国家機関が破壊されていることを指摘しました。この新しい種類の紛争は、従来の人道援助組織では取り組むことができないような人道的危機状態を招いています。

事務総長は、平和への課題 のほとんどの提案は検証されたとする一方で、平和維持および平和創造の道具については開発と再定義が継続されなければならないことに留意しました。平和への課題：続編 は、加盟国に困難な決定をせまる分野に焦点を当てました。これらには、財政、平和維持活動の任務の明確化、地域的機関との協力の下に行われる活動などの問題が含まれます。

質問：国連憲章は地域的取極についてどのように述べていますか。

12

国連憲章は第8章を、地域的取極および地域的機関のために割いています。加盟国は、地域的紛争を安全保障理事会に付託する前に、地域的機関を通じた解決をはかるよう努力しなければなりません。地域的取極は、安全保障理事会の権威およびその承認の下に、強制行動をとることができます。

憲章は、地域的取極および活動については、国連の目的および原則と一致するという条件の他には、これらの地域的取極について正確な定義を行ってはいません。こうして国際平和に貢献する事項で、地域的行動に適当なものを処理するための国家グループによる取り組みに柔軟性を認めているのです。「平和への課題」において指摘されたように、こうした機関には、国連創設の前に設置されたか、後に設置されたか、また相互の安全保障および防衛、あるいは地域開発や経済協力のためにつくられたかを問わず、条約に基づいて設置された機関が含まれます。

いくつかの地域的機関が国連との協力において、重要な役割を果たし始めています。たとえば、アフリカ統一機構（OAU）が西サハラやリベリアにおける状況に関して、あるいは北大西洋条約機構（NATO）が国連保護軍との密接な協力の下にボスニアにおける飛行禁止空域や安全地域の不可侵性の強制において役割を果たしました。

質問：国連憲章は経済社会開発についてどのように扱っていますか。

13

国連憲章第9章および第10章は、国連が生活水準の向上、経済社会問題の解決、人権尊重を促進することをうたっています。これらの目標のためにつくられた主要機関が経済社会理事会です。

経済社会理事会は経済的、社会的、文化的、教育および保健的国際事項並びに関係国際事項に関する研究および報告を行い、総会に勧告を行うことができます。人権の促進に関して勧告を行うとともに、総会に提出するための条約案を作成することができます。政府および人々が行動を起こせるように、国際会議がグローバルな問題を最優先に扱うよう求めることができます。

経済社会理事会はまた、ユニセフ（国連児童基金）や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの総会によってつくられたプログラム、並びに世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）などの専門機関を含む国連システムの活動を調整する権限を持っています。専門機関は、独自の予算、本部、加盟国を持つ独立機関です。経済社会理事会は、それらの専門機関と協定を締結し、国連との特別な関係を結ぶことができます。今日、約30を超えるプログラムや専門機関が国連システムを構成しており、難民から、貿易、民間航空などまで、人間の活動およびその発展のほとんどすべての側面に関与しています。

1 994年5月、事務総長は「開発への課題」(An Agenda for Development)として知られる報告書を発表し、開発の模索は多面的で、また平和、経済、環境、社会正義、民主主義に関与するものでなければならないと指摘しました。これには加盟国の見解と、それに対応した事務総長の勧告からなる二つの補足がつけ加えられています。事務総長は、開発こそ人類の直面する最も重要な仕事であるにもかかわらず、私たちが開発への挑戦を犠牲にして、「平和維持の緊急性のために進むべき道を見失う危険を犯している」と明確に述べました。



質問：国連憲章は非自治地域についてどのような見通しをたてていますか。

14

国連憲章第11章、第12章、第13章は人々がまだ完全には自治を行うにいたっていない地域に関する問題について扱っています。憲章第11章には、非自治地域に住む人々の自治、並びにその政治的、教育的、社会的進歩を促す非自治地域に関する宣言が含まれています。

加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであることを承認し、その住民福祉を最高度まで増進する義務を神聖な信託として受諾しています。憲章第73条の下、非自治地域の施政を行う国は、この目的を達成するための一連のコミットメントを受諾し、責任を有する地域の経済的、社会的、教育的状況に関する情報を事務総長に送付することに合意しています。

信託統治理事会は、国連が信託統治地域の施政を監視する信託統治制度を監督するため、憲章第13章によって設置されました。信託統治地域は、国連と施政権者の間で結ばれた個別の合意を通じて、この制度の下に自発的に置かれた非自治地域でした。信託統治理事会は、最後の信託統治地域 — アメリカの施政下にあったパラオ — が1994年10月に自治を達成して、約半世紀をへて、正式にその活動を終了しました。

1 9 6 0 年、総会は「植民地独立付与宣言」を採択しました。信託統治制度下に置かれたのはわずか 1 1 カ国でしたが、世界にはさらに多くの植民地があったため、非植民地化のプロセスを早めようとしたのです。そして、この宣言を履行するため、非植民地化特別委員会が設置されました。非植民地化における国連の努力の結果、あわせて 7 億 5, 0 0 0 万人、約 7 0 を超える地域が独立を果たし、国連に加盟しました。



質問：国連憲章は事務局についてどのように述べていますか。

15

国連憲章は事務局を国連の主要機関のひとつに指定しています（参照：質問5）。憲章第97条は、事務局が1人の事務総長およびこの機構が必要とする職員からなる、と規定しています。国連職員はいかなる政府からも指示を受けてはならず、また加盟国は国連職員がその責任を果たすにあたって、これらの者を左右しようとしてはならない、と憲章第100条によって規定されています。事務局がどのように組織されるべきかについては何も言及がありません。事務局は、国際公務員、あるいは事務総長の下、加盟国の利益のために職務を遂行する職員からなります。現在、約2万9,000人の職員が世界中で働いています。専門機関には、それぞれ独自の職員がおり、国連システム全体では合わせて5万人を超える職員がいます。



質問：国連憲章は事務総長の役割についてどのように述べていますか。

16

国連憲章第97条は事務総長を、この機構の行政の長として任命しています。こうして事務総長が事務局の行政に責任を有しています。

憲章第98条は、事務総長に対して、この機構の事業について年次報告を提出するよう求めています。この年次報告の提出によって、事務総長は国連の当面する問題に関心を集めるばかりではなく、国連を導くとともに、行動のための優先課題を決めることができます。

憲章第99条は、事務総長が国際の平和および安全の維持を脅かすと認める事項について、安全保障理事会の注意を喚起することを認めています。たとえばコンゴ危機が1960年に起こったとき、ダグ・ハマーショルド事務総長は、この憲章99条の下の特権を初めて行使し、安全保障理事会の注意を喚起しました。それ以来、憲章第99条の下の特権が行使されたのは、ハビエル・ペレス・デクエヤル事務総長が1989年、レバノン情勢に関して使ったのが最後です。

質問：国連憲章は、国連予算をどのように組むべきであると述べていますか。

17

国連憲章第17条によれば、総会が国連の予算を審議し、承認します。国連の経費は、総会によって割り当てられるところにしがたい、加盟国が負担します。

総会の補助的機関である分担金委員会が、国連予算の分担率を決めます。それぞれの国民所得と人口に基づき、加盟国の支払い能力を計り、分担率を決めます。1972年の総会の決定によって、最大分担率は通常予算の25パーセント、最小分担率は0.01パーセントに設定されています。



質問：国連憲章の規定を尊重しない国があった場合、どうしたら良いのでしょうか。

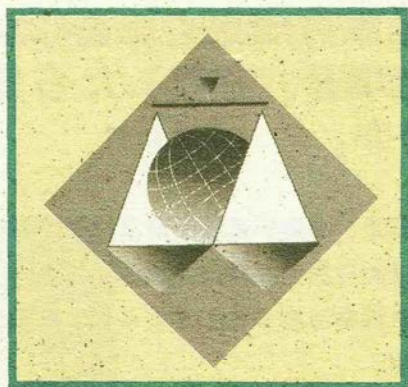
18

国連憲章、あるいは国連憲章の規定の尊重を求める国連主要機関の決定を拒む国があった場合、国連はその義務違反の性格に応じて、さまざまな措置を講じることができます。

通常予算の支払いを延滞する国については、延滞額が2年間の分担金の金額に等しくなったとき、その国は総会での投票権を失うことになります。総会が、支払いの不履行が加盟国にとってやむを得ない事情（自然災害など）によると認めるときは、その加盟国に投票を許すことができます。しかし、これまで、この罰則が厳密に適用されたことはありません。

国家が平和の破壊あるいは侵略行為を犯すか、あるいは国際の平和に対する脅威が関係する安全保障理事会の決定にしたがわない場合、憲章第7章の下に、強制措置を講じることができます。（参照：質問9）

国家が人権を侵害した場合、経済社会理事会の下機能委員会である人権委員会が各国の人権侵害の状況について審議することができます。国際的な人権条約である、1966年の市民的および政治的権利に関する国際規約を監視するために設置された「規約人権委員会」（Human Rights Committee）が、この規約の順守状況について加盟国に質問することができます。安全保障理事会は1993年、旧ユーゴスラビアにおける戦争犯罪に関する国際法廷を設置しました。（参照：質問9）



人々の一般的な考えに反して、国連の機関が、国家を国連憲章に違反したというだけで、国際司法裁判所（ICJ）に訴えることはできません。国家が、国家間の対立をICJに持ち込むことができます。そして国連の関連機関および専門機関はICJの勧告的意見を求めることが

できます。ICJは、9年間の任期で選出される15人の判事で構成します。

加盟国の政治的意思および信念こそが、国連が成功するための前提条件です。憲章第5条は、安全保障理事会が予防的および強制的行動をとった加盟国の権利および特権の停止について規定しています。追放は最終的かつ劇的な選択肢ではありますが、義務の遂行を怠る国に対して影響を及ぼす見込みを減じることになります。国が国連に加盟しているということは、その国が国際社会の一員であることを認め、自国の行動に説明義務を負うとともに、一定の責任を果たしていくことを承諾することなのです。

質問：国連憲章は、国連からの 国家の脱退あるいは追放を 認めていますか。

19

国連憲章第6条によれば、国連加盟国が憲章のうたう原則を執拗に破った場合、総会は、安全保障理事会の勧告に基づいて、その国を追放することができます。

これまでに、加盟国が追放されたことは一度もありません。しかし一部の国がこれまで総会に参加することを禁止されたことがあります。たとえば南アフリカは

1974年から1994年まで、ユーゴスラビア連邦共和国（セルビアとモンテネグロで構成）は1992年から現在にいたるまで、総会への参加を禁止されました。これらの決定は、総会がいつでも取り消すことができます。

憲章においては、脱退に関するいかなる記述也没有ありません。インドネシアは1965年、国連を離れましたが、翌年、戻ってきました。

質問：国連憲章は改正できますか。これまでに改正されたことがありますか。

20

国連憲章は、第108条に規定されているように、改正することができます。改正は総会の構成国の3分の2の多数で採択されます。その後、安全保障理事会のすべての常任理事国を含む国連加盟国の3分の2が、各自の憲法上の手続きにしたがって批准するための国内的措置を講じなければなりません。

憲章はこれまでに3回、安全保障理事会の理事国を拡大（1965年）、また経済社会理事会の理事国を拡大（1968年、1973年）するために改正されました。

質問：国連憲章の見直しに関して、どのような努力がなされていますか。安全保障理事会の構成および投票システムの改革について、話し合いが行われていますか。

21

加盟国は現在、国連が創設されて以来、劇的に変化する世界において国連憲章がもつ意義と妥当性について議論しています。何年にもわたり、「国連憲章および国連の役割強化に関する特別委員会」と呼ばれる総会の補助機関は、憲章の見直しに関する一連の活動を託されてきました。

1992年、総会は安全保障理事会の構成の問題を取り上げました。総会は、国際情勢の変化および国連の加盟国の増大について認識し、加盟国に対して、安全保障理事会の拡大および理事会における衡平な（地理的）代表性を含む、国連憲章の特別の側面に関する見解を事務総長に示すよう要請しました。加盟国は、安全保障理事会において、現在、拒否権を占有している5常任理事国以外の国に拒否権を与えるかどうかの問題は別にして、常任理事国および非常任理事国の数を増大していくことに対して、関心を示しています。加盟国はまた、安全保障理事会の改革の別の側面にも関心を示しています。たとえば、投票手続き、理事会の意思決定プロセスの透明性、総会などの他の機関と理事会の関係などです。1993年、総会は、安全保障理事会の衡平な配分と拡大に関する作業部会を設置しました。

質問：国連憲章はこれまでに、その有効性を失ってはいませんか。

22

国連憲章は第二次世界大戦にいたったできごとに対応するなかで、作成されたものなので、20世紀末の世界情勢や紛争の性格に合わないのではないかとすることが良く言われます。しかし、加盟国は、憲章は柔軟に解釈すべきであり、またそうすることができる条約であるとともに、新しい予測不可能な進展に対応するために十分な余地を提供するものである、と指摘しています。確かに、過去にその改正が必要とされました。将来も、さらなる改正が求められるでしょう。しかし憲章は半世紀を耐えてきたのであり、今後も、加盟国によるタイムリーかつ道義にかなった行動が伴えば、本来めざした行動のための枠組みを提供し続けることができるでしょう。憲章はあくまでも青写真であり、精緻な図面ではないのです。その柔軟性と壮大なビジョンには大きな力が秘められているのです。

推薦図書

国連憲章(The Charter of the United Nations) (販売品目)

「平和への課題および続編」 (An Agenda for Peace with the new Supplement) (販売品目)

「開発への課題」 (An Agenda for Development) (販売品目)

「国連とは」 (The United Nations in Brief)

「理想と現実」 (Image and Reality)

「国際連合の基礎知識」 (Basic Facts about the United Nations) (販売品目)

詳細についてのお問い合わせ先は以下のとおり。

お近くの国際連合広報センター、あるいは、

Public Inquiries Unit, Room GA-57
United Nations
New York, NY 10017

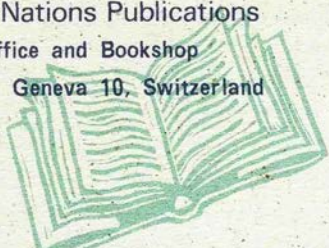


販売品目についてのお問い合わせは

United Nations Publications
Room DC2-853
New York, NY 10017

あるいは、

United Nations Publications
Sales Office and Bookshop
CH-1211 Geneva 10, Switzerland



1996年3月 発行

国際連合広報センター

東京都渋谷区神宮前5丁目53-70

国際連合大学ビル8階

〒150 電話 03 (5467) 4451～2